



愛媛県報

発行 愛媛県

令和4年10月18日火曜日 第351号

◇ 目 次 ◇

愛媛県県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更.....（税務課）... 887

指定自立支援医療機関の指定（2件）.....（健康増進課）... 887

指定自立支援医療機関の所在地の変更.....（ " ）... 888

指定自立支援医療機関の指定.....（障がい福祉課）... 888

海岸保全区域の指定の一部改正.....（港湾海岸課）... 888

開発行為に関する工事の完了（2件）.....（中予地方局建築指導課）... 891

道路の区域変更（一般国道494号外）.....（中予地方局久万高原土木事務所）... 891

道路の供用開始（一般国道494号外）.....（ " ）... 891

公 告

准看護師試験の施行.....（医療対策課）... 892

公営企業管理規程

愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程.....（公営企業管理局総務課）... 892

公営企業訓令

愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する訓令.....（公営企業管理局総務課）... 892

告 示

○愛媛県告示第1045号

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則（昭和29年愛媛県規則第38号）第3条第1項の規定により、令和4年10月4日次のとおり愛媛県県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更を許可した。

令和4年10月18日

愛媛県知事 中村時広

指定番号	売りさばき人氏名	変更事項	
		新	旧
24	愛媛県猟友会 内山地区支部 支部長 福本 栄	1 代表者氏名 福本 栄	1 代表者氏名 一柳 清志

○愛媛県告示第1046号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和4年10月18日

愛媛県知事 中村時広

名称	所在地	開設者			担当しようとする医療の種類	指定年月日
		氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
エンゼル調剤薬局 松末店	松山市松末二丁目17番26号	有限会社 エンゼル調剤薬局	松山市余戸中一丁目2番27号	代表取締役 沖 恵子	精神通院医療（薬局）	令和4年9月18日
ハッピー薬局 内宮店	松山市内宮町549番地1	株式会社ハッピーファーマシー	松山市東垣生町497番地	代表取締役 新野 和幸	精神通院医療（薬局）	令和4年9月20日
あいら薬局	東温市北方3206番地3号	株式会社あきお	松山市余戸東4丁目3番5号	代表取締役 木村 雅	精神通院医療（薬局）	令和4年10月1日

○愛媛県告示第1047号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和4年10月18日

愛媛県知事 中村時広

指定訪問看護事業者等				訪問看護ステーション		担当しようとする医療の種類	指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	名 称	所 在 地			
ゆう企画株式会社	松山市鷹子町577番地14	代表取締役 廣 瀬 桂 子	ホームナーシングゆう	松山市宮西1丁目5番27 宮西K'sビル302	精神通院医療	令和4年 10月1日	
株式会社悠遊社	松山市余戸南二丁目24番 38号	代表取締役 寺 河 駿	訪問看護ステーションあ んず	松山市南斎院町759番地 1	精神通院医療	令和4年 10月1日	

○愛媛県告示第1048号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、指定自立支援医療機関の所在地を変更した旨の届出があった。

令和4年10月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地		担当する医療の種類	変 更 年月日
	変 更 前	変 更 後		
訪問看護リハステーションCORE	伊予郡砥部町高尾田866-7 ランドコーポレーションビル101	伊予郡砥部町宮内892番地2	精神通院医療	令和3年 4月28日

○愛媛県告示第1049号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和4年10月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開 設 者			担当しようとする医療の種類	指定年月日
		氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
あいら薬局	東温市北方3206番地3号	株式会社あきお	松山市余戸東4丁目3番 5号	代表取締役 木 村 雅	薬局（育成医療・更生医療）	令和4年 10月1日

○愛媛県告示第1050号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により海岸保全区域を指定したので、海岸保全区域の指定（昭和33年3月愛媛県告示第277号）の一部を次のように改正する。

令和4年10月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
燧灘沿岸				燧灘沿岸			
海岸名	地区 海岸名	地先 海岸名	区 域	海岸名	地区 海岸名	地先 海岸名	区 域
省略 新居 浜港 （新 居 浜 市）	省略			省略 新居 浜港 （新 居 浜 市） 同	省略 大江		イ線、ロ線、ハ線、ニ線及ホ線により囲まれた区域 注 イ線 新居浜市甲1541番地の16地先大江海岸護岸起点より46度5メートルの地点まで引いた線 ロ線 イ線の終点から同市甲317番地の2地先大江橋親柱から134度5メートルの地点に至る大江海岸護岸天端前肩から陸

同	西町 中須 賀西 原	<p>基点1から基点22までを順次結んだ線並びに基点22、補助点20、補助点19、補助点18、補助点17、補助点16、補助点15、補助点14、補助点13、補助点12、補助点11、補助点10、補助点9、補助点8、補助点7、補助点6、補助点5、補助点4、補助点3、補助点2、補助点1及び基点1を順次結んだ線により囲まれた区域</p> <p>基点及び補助点の表示（角度の表示は、真北）</p> <p>基点1は、新居浜市西原町二丁目甲1546番3地先の地点（北緯33度58分03秒、東経133度16分04秒）</p> <p>基点2は、基点1から180度00分00秒9.97メートルの地点</p> <p>基点3は、基点2から91度33分04秒178.01メートルの地点</p> <p>基点4は、基点3から181度24分38秒25.79メートルの地点</p> <p>基点5は、基点4から91度00分00秒108.66メートルの地点</p> <p>基点6は、基点5から327度30分00秒114.50メートルの地点</p> <p>基点7は、基点6から70度00分00秒49.00メートルの地点</p> <p>基点8は、基点7から73度24分00秒104.00メートルの地点</p> <p>基点9は、基点8から106度30分34秒42.56メートルの地点</p> <p>基点10は、基点9から145度22分44秒100.32メートルの地点</p> <p>基点11は、基点10から59度34分05秒139.13メートルの地点</p> <p>基点12は、基点11から57度47分10秒14.74メートルの地点</p> <p>基点13は、基点12から54度49分53秒11.90メートルの地点</p> <p>基点14は、基点13から48度52分37秒9.73メートルの地点</p> <p>基点15は、基点14から45度13分24秒13.63メートルの地点</p> <p>基点16は、基点15から42度15分49秒6.00メートルの地点</p> <p>基点17は、基点16から39度16分38秒154.53メートルの地点</p>	同	<p>地側5メートルの線</p> <p>八線 口線の終点から319度25メートルの地点まで引いた線</p> <p>二線 八線の終点よりイ線の起点から225度20メートルの地点に至る大江海岸護岸天端前肩から海面側20メートルの線</p> <p>ホ線 二線の終点とイ線の起点を結んだ線</p> <p>イ線、口線、八線、二線及びホ線により囲まれた区域</p> <p>注</p> <p>イ線 新居浜市甲325番地の1地先大江橋親柱より135度10メートルの地点まで引いた線</p> <p>口線 イ線の終点より甲1542番地々先西町、中須賀、西原海岸護岸終点から185度10メートルの地点に至る西町、中須賀、西原海岸護岸及び物揚場天端前肩から陸地側10メートルの線</p> <p>八線 口線の終点から零度30メートルの地点まで引いた線</p> <p>二線 八線の終点よりイ線の起点から40度20メートルの地点に至る西町、中須賀、西原海岸護岸及び物揚場天端前肩から海面側20メートルの線</p> <p>ホ線 二線の終点とイ線の起点を結んだ線</p>

基点18は、基点17から42度34分45秒
 11.94メートルの地点
基点19は、基点18から42度48分44秒
 16.02メートルの地点
基点20は、基点19から45度09分02秒
 21.74メートルの地点
基点21は、基点20から52度39分31秒
 19.11メートルの地点
基点22は、基点21から318度02分51秒
 10.03メートルの地点
補助点1は、基点1から0度00分00秒
 20.03メートルの地点
補助点2は、基点3から46度28分27秒
 42.38メートルの地点
補助点3は、基点4から46度12分19秒
 42.58メートルの地点
補助点4は、基点5から299度15分00秒
 63.38メートルの地点
補助点5は、基点6から288度45分00秒
 47.93メートルの地点
補助点6は、基点7から341度42分00秒
 30.01メートルの地点
補助点7は、基点8から359度57分17秒
 31.30メートルの地点
補助点8は、基点9から35度56分39秒
 31.81メートルの地点
補助点9は、基点10から12度28分32秒
 40.96メートルの地点
補助点10は、基点11から328度40分38秒
 30.00メートルの地点
補助点11は、基点12から326度18分32秒
 30.01メートルの地点
補助点12は、基点13から321度51分15秒
 30.04メートルの地点
補助点13は、基点14から317度03分00秒
 30.02メートルの地点
補助点14は、基点15から313度44分36秒
 30.01メートルの地点
補助点15は、基点16から310度46分13秒
 30.01メートルの地点
補助点16は、基点17から310度55分41秒
 30.01メートルの地点
補助点17は、基点18から312度41分44秒
 30.00メートルの地点
補助点18は、基点19から313度58分53秒
 30.01メートルの地点
補助点19は、基点20から319度14分29秒
 30.06メートルの地点
補助点20は、基点22から318度02分51秒
 20.06メートルの地点

省略

省略

省略

省略

○愛媛県告示第1051号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和4年10月18日

愛媛県中予地方局長 大 北 秀

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
4中局建（開）第24号 令和4年10月7日	伊予市宮下字流田745番1	松山市井門町373番地1 株式会社 上浮穴エム・シー

○愛媛県告示第1052号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和4年10月18日

愛媛県中予地方局長 大 北 秀

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
4中局建（開）第25号 令和4年10月7日	伊予市宮下字流田746番1	松山市井門町373番地1 株式会社 上浮穴エム・シー

○愛媛県告示第1053号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年10月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 敷 幅	延 長	備 考
一般国道	494号	上浮穴郡久万高原町東川3898番1地先から 同町東川3897番2まで	旧	メートル 5.5～10.3	キロメートル 0.083	
		上浮穴郡久万高原町東川3898番2から 同町東川3897番3まで	新	5.5～26.5	0.083	
県道	美川川内線	上浮穴郡久万高原町直瀬乙1596番5から 同町直瀬甲5364番2まで	旧	10.8～30.0	0.251	
		上浮穴郡久万高原町直瀬乙1596番5から 同町直瀬甲5364番2まで	新	10.8～40.1	0.251	

○愛媛県告示第1054号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年10月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	494号	上浮穴郡久万高原町東川3898番2から 同町東川3897番3まで	令和4年10月18日
"	"	上浮穴郡久万高原町笠方1706番6から 同町笠方1706番6まで	"
県道	直瀬洪草線	上浮穴郡久万高原町洪草283番2から 同町洪草283番3まで	"

公 告

○ 公 告

准看護師試験の施行について

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、令和4年度准看護師試験を次のとおり施行する。

令和4年10月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 試験の場所

松山市道後町2丁目11-14

愛媛看護研修センター 2階大研修室

愛媛看護研修センター 1階訪問看護研修室

2 試験の日時

令和5年2月14日（火）13時

3 試験願書の提出期間

令和4年12月2日（金）から9日（金）17時まで。

ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 受験願書の請求先及び提出先

〒790 8570

松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県保健福祉部社会福祉医療局医療対策課

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第8号

愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和4年10月18日

愛媛県公営企業管理者 山 口 真 司

愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

愛媛県企業職員の給与に関する規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>6 省略 (救急病院看護業務手当)</p> <p>7 <u>第6条に定めるもののほか、当分の間、病院（管理者が定めるものに限る。）に勤務する医療職給料表(三)の適用を受ける職員が、当該職員の担当する看護業務に従事したときは、特殊勤務手当として、月額12,000円以内の額の救急病院看護業務手当を支給する。</u></p> <p>8 省略</p> <p>9 省略</p> <p>10 省略</p>	<p>附 則</p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p> <p>8 省略</p> <p>9 省略</p>

附 則

1 この管理規程は、公布の日から施行する。

2 改正後の愛媛県企業職員の給与に関する規程附則第7項の規定は、令和4年10月1日から適用する。

公営企業訓令

○愛媛県公営企業訓令第5号

公営企業管理局
各 事 業 所

愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年10月18日

愛媛県公営企業管理者 山 口 真 司

愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する訓令

愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則（昭和46年愛媛県公営企業訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第15条の2 省略 (救急病院看護業務手当)</p> <p>第15条の3 規程附則第7項に定める救急病院看護業務手当は、診療報酬の算定方法(平成20年3月厚生労働省告示第59号)に定める看護職員処遇改善評価料の算定の対象となる病院に勤務する医療職給料表(ロ)の適用を受ける職員が、当該職員の担当する看護業務に従事したときに支給する。</p> <p>2 前項に規定する手当の額は、月額12,000円とする。 (支給期日及び支給方法)</p> <p>第19条 規程附則第6項若しくは第7項又は別表第5に定める危険作業手当、用地交渉等業務手当、結核病とう勤務手当、病理細菌取扱手当、放射線技術勤務手当、伝染病医療従事手当、精神病棟等勤務手当、夜間看護等手当、航空手当、救急医療従事手当、診療応援手当及び救急病院看護業務手当は、一ヶ月の分を次の月の給料の支給定日に支給する。</p> <p>2 省略</p>	<p>第15条の2 省略</p> <p>(支給期日及び支給方法)</p> <p>第19条 規程附則第6項_____又は別表第5に定める危険作業手当、用地交渉等業務手当、結核病とう勤務手当、病理細菌取扱手当、放射線技術勤務手当、伝染病医療従事手当、精神病棟等勤務手当、夜間看護等手当、航空手当、救急医療従事手当及び診療応援手当_____は、一ヶ月の分を次の月の給料の支給定日に支給する。</p> <p>2 省略</p>

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則の規定は、令和4年10月1日から適用する。